

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
規 則		
○北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則……………		(医療政策課) 33
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………		(空港港湾課) 33
告 示		
○有害興行の指定……………		(生活文化・青少年室) 33
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正……………		(地域福祉課) 33
○土地改良法による道営換地処分……………		(農地調整課) 34
○道営土地改良事業計画の決定……………		(土地改良指導課) 34
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………		(治山課) 34
○知事権限に係る保安林の指定(2件)……………		(治山課) 34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………		(治山課) 35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………		(治山課) 36
○道路の供用の開始……………		(道路整備課) 37
規 則		
北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月15日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第9号		
北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則 北海道立衛生学院学則(昭和37年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項看護学科の事項第1号中「80人」を「40人」に改める。		
附 則		
この規則は、平成17年4月1日から施行する。		
北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月15日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第10号		
北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則 北海道空港条例施行規則(昭和50年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項の表中標津空港の項中「20時」を「18時30分」に改める。		
附 則		
この規則は、平成17年4月1日から施行する。		
告 示		
北海道告示第184号		
北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。 平成17年3月15日		北海道知事 高 橋 はるみ
興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は指定の指 定 の 理 由 配 給 会 社 範 囲
映 画	花と蛇2 パリ／静子	東 映 ビ デ オ
同	ハードレズビアン クイック&ディープ	新 東 宝 映 画
同	しっとり熟女 三十路の昼下がり	オーピー映画
		全 部 } 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
北海道告示第185号		
昭和28年北海道告示第1799号(民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。 平成17年3月15日		北海道知事 高 橋 はるみ
別表の2町村の区域の表砂原町の項を削り、同表森町の項中「40」を「59」に、「森町一円」を「付表のとおり」に改める。 別表に付表として次のように加える。		
付表		
民生委員協議会の名称		民生委員協議会を組織すべき区域
森地区民生委員協議会		字赤井川、字駒ヶ岳、字尾白内町、字港町、字東森町、字白川、字栄町、字姫川、字常盤町、字新川町、字森川町、字上台町、字霞台、字清澄町、字御幸町、字本町、字栗ヶ

毎月第3日曜日は道民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

	丘、字烏崎町、字富士見町、字桂川、字鷲ノ木町、字蛭谷町、字本茅部町、字清滝、字石倉町、字濁川、字三岱
砂原地区民生委員協議会	字砂原西1丁目から5丁目、字砂原1丁目から6丁目、字砂原東1丁目から5丁目、字砂原原野線、字砂原原野四線から八線、字砂原原野十二線

北海道告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北竜町中の岱地区（第1工区・第2工区）の換地処分をした。

平成17年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成17年3月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月15日

地 区 名		業 業 の 種 類	縦 覧 場 所
若 葉 西	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ、客土）		北海道石狩支庁
上山口中央	同（暗きょ、農業用排水）		同
西 原 同	（農業用排水、区画整理）		同
達布中央	同		同
中 原 同			同
大 中 山	農地保全整備（農地保全）		北海道渡島支庁
北 台	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ、土層改良、農業用排水）		北海道上川支庁

北海道告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 登別市札内町200の3・201の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字野塚町585の2から585の8まで、字野塚585の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 白糠郡白糠町庶路83の1・83の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、庶路基線126の3、126の4
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第190号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成17年3月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林の所在場所 根室市東和田2の2・43の1・43の3・45・56の2・57の2・59の2・70の1・1138（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、2から6まで、44、56の1、57の1、58、59、67 (2) 指 定 の 目 的 霧害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林の所在場所 根室市東和田2の2・43の1・43の3・45・56の2・57の2・59の2・70の1・1138（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、2から6まで、44、56の1、57の1、58、59、67 (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第191号	森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成17年3月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡浜頓別町字豊寒別3773の1、3773の2、3773の6、3774 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡浜頓別町字頓別2784の2・2784の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡浜頓別町字仁達内4487の1・4487の2・4496（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4481から4486まで、4489、4490の1、4491から4493まで、4495の1 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
---	--

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
枝幸郡浜頓別町字戸出4794の1・4797・4798（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4793、4796、字頓別原野2746の3、2753の3、4524の1、4533の3、4534の2
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡浜頓別町字頓別67の2の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡浜頓別町字頓別153の2の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び浜頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 北海道告示第192号**
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成17年3月15日
北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石狩郡当別町字青山奥二番川2513の1・2513の120（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2513の172、字青山奥三番川2513の149・2513の177（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2513の210、字青山奥四番川2513の140（次の図に示す部分に限る。）、5817、5818
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 樺戸郡月形町892の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の2・1の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌内1の2（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成17年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名 及 び 縦 覧 場 所	供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 江 別 長 沼 線	空知郡南幌町字幌向原野2106番3地先から 平成17. 3.15
北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町字幌向原野2166番4地先まで
道道 茂 世 丑 最 上 線	空知郡栗沢町字最上314番2地先から 同
北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字最上488番6地先まで
道道 築別炭鉱築別停車場線	苫前郡羽幌町字築別1016番1地先から 同 17. 3.31
北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字築別32番地先まで
道道 屈斜路摩周湖畔線	川上郡弟子屈町字美留和1番1地先から川上郡弟子屈町字屈斜路国有林根釧西部森林管理署弟子屈事務所295林班い小班地先まで 同 17. 3.15
北海道釧路土木現業所	

